

平成19年 1月29日制定
平成19年 1月29日一部改正
平成24年 4月27日一部改正
平成30年11月 7日一部改正
令和 2年 9月 1日一部改正
令和 5年11月10日一部改正
令和 6年 8月29日一部改正

大阪府医療施設近代化施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るために必要な施設整備事業（以下「事業」という。）に対し、予算の定めるところにより、大阪府医療施設近代化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 補助事業者

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他大阪府知事（以下「知事」という。）が適当と認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業

なお、交付の対象となるのは府が策定した地域医療構想に基づいた（予定も含む）施設整備を対象とする。ただし、精神病棟、結核病棟及び無床診療所の整備は必ずしも地域医療構想に基づいたものである必要はない。また、医療施設近代化施設整備事業により整備する区域は補助金の返還義務が生じる期間内は、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備を実施することができない。

(2) 交付条件

病院（改修（一部増築を含む。）により療養病床を整備する病院は除く。）

(絶対条件)

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次の①から⑨をすべて満たすこと。ただし、前年度以前より医療施設近代化施設整備事業の補助を受けている病院については、医療施設近代化施設整備事業の補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

- ① 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。
- ② 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ③ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ④ 精神科病院にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあつては、常勤の精神保健指定医が1名以上配置されている病院であること。
- ⑤ 次に掲げるア～ノのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。

ア 平成13年5月16日医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院

イ 昭和52年7月6日医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制等に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

ウ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設

- エ 昭和５５年１１月４日医発第１１０５号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
- オ 昭和５７年１月２２日医発第８５号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
- カ 昭和５９年１０月２５日健政発第２６３号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設
- キ 平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく周産期医療施設
- ク 平成６年６月２３日健政発第４９５号健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院
- ケ 指定訪問看護を担当する病院
- コ 老人介護支援センター実施病院
- サ 平成２０年厚生労働省告示第６２号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設
- シ 外来患者の院外処方箋率が３０％を超える病院
- ス 精神保健福祉法第１９条の８に基づく指定病院
- セ 平成２０年厚生労働省告示第６３号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院
- ソ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。「以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１７項に規定する共同生活援助を実施している精神科病院
- タ 平成２３年１０月２０日障発１０２０第３号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者社会適応訓練事業の今後の取扱い等について」に基づき府にて実施要項を定め、精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神科病院
- チ 平成１２年３月３１日障第２５１号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
- ツ 障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護を実施している精神科病院
- テ 障害者総合支援法第５条第１２項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
- ト 障害者総合支援法第５条第１３項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
- ナ 障害者総合支援法第５条第１４項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
- ニ 障害者総合支援法第５条第１８項に規定する相談支援を実施している精神科病院
- ヌ 障害者総合支援法第５条第２７項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院
- ネ 障害者総合支援法第５条第２８項に規定する福祉ホームを運営している精神科病院
- ノ 府が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）を実施する病院
- ⑥ 上記⑤に掲げるア～ノのうち、いずれかに該当する病院については、整備区域の病棟の病床数を１０％以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、府の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
- なお、⑤及び上記規定の適用に当たっては、医療法第３０条の４第７項若しくは第８項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと府医療審議会の意見を聴いた上で府知事が判断した病床（以下「特例病床等」という。）の数の増加分を整備後の整備区域の病床数から除くことができるものとする。この場合において、特例病床等の数の増加分については、国庫補助の対象とならないものとする。
- また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床（特例病床等に係る増床を除く。）しないこと。
- ⑦ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- ⑧ 整備区域の病棟は、最低２０床以上の病棟とすること。
- ⑨ 精神科病院及び精神科病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、６床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。
- （加算条件）
- ⑩ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助助

対象基準面積の加算をする。

ア 患者の療養環境改善の整備

イ 医療従事者の職場環境改善の整備

ウ 衛生環境改善の整備

エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備

オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）

⑪ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。

ア 原則として建替整備であること。

イ 高度医療情報普及推進事業（厚生労働省委託事業）により維持管理されている標準マスター（病名・手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査、看護用語、歯科分野）及び厚生労働省標準規格のうち該当するものを使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。

ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。

エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。

オ 審査支払機関に対し、電子情報処理組織又は光ディスク等を用いたレセプトの電子的請求をすること。

（補助対象事業）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、第1条各号の要件を満たす医療施設近代化施設整備事業とする。

（補助の対象外費用）

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する経費

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する経費

(4) 既存建物の買収に要する経費

(5) その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額の範囲内とする。ただし、算出されたそれぞれの額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める基準面積に基準単価を乗じて得た額（以下「基準額」という。）と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄及び第4欄に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

（補助の条件）

第5条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の経費の配分を変更（知事の定める軽微な変更を除く。）する場合

イ 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後

5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、厚生労働省が定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

(10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。

3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次の場合とする。

(1) 補助事業に要する経費の20%以内の増減を伴う事業内容の変更

(2) 建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更

(3) 建物の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項による申請は、大阪府医療施設近代化施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出することで行わなければならない。

（補助金交付の申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第8条 規則第10条の規定による報告は、大阪府医療施設近代化施設整備費補助金の補助対象事業の遂行状況報告書（様式第2号）を知事が別に定める日までに提出することで行わなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、大阪府医療施設近代化施設整備費補助金実績報告書（様式第3号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

ただし、知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに大阪府医療施設近代化施設整備費補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（取得財産の処分制限）

第12条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成12年厚生省告示第1

０５号）のとおりとする。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成１９年１月２９日から施行し、平成１８年４月１日より適用する。
- ２ この要綱は、平成１９年１月２９日より施行し、平成１８年１２月２３日より適用する。
- ３ この要綱は、平成２４年４月２７日より施行し、平成２４年４月１日より適用する。
- ４ この要綱は、平成３０年１１月７日より施行し、平成３０年４月１日より適用する。
- ５ この要綱は、令和２年９月１日より施行し、令和２年４月１日より適用する。
- ６ この要綱は、令和５年１１月１０日より施行し、令和５年４月１日より適用する。
- ７ この要綱は、令和６年８月２９日より施行し、令和６年４月１日より適用する。

(別表)

1 補 助 基 準	2 対 象 経 費	3 調 整 率	4 調 整 率
(1) 基準額 (2) に掲げる基準面積に、次の構造別単価を乗じて得た額。 (実建築単価がこれを下回る場合は実建築単価。) ただし、平成17年度以前からの継続整備事業で、医療施設等施設整備費補助金(昭和54年厚生省発医第137号)を財源として府より補助を受けている事業者については、補助開始年度における当該交付要綱に定める単価を適用する。 ア 鉄筋コンクリート 264,400円/㎡ イ ブロック 230,500円/㎡ (2) 基準面積 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に(1)に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額の合計額とする。 病院(改修により療養病床を整備する病院を除く。) ア 病棟整備 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて実施する場合は、補助対象基準面積の加算をする a 患者の療養環境改善の整備 b 医療従事者の職場環境改善の整備 c 衛生環境改善の整備 d 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 e 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備(授乳室、託児室等) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。 1床当たり605,000円×整備後の整備区域の病床数	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費及び工事請負費 ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) イ 次に掲げる整備のうち府が認める部門 a 患者の療養環境改善整備 b 医療従事者の職場環境改善の整備 c 衛生環境改善整備 d 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 e 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備	—	0.33

ただし、整備事業において整備区域の整備後の病床数は1病院150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。

--	--	--	--